

令和元年第3回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年 9月12日
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 令和元年 9月12日
午前 8時57分
1. 閉 会 令和元年 9月12日
午前11時38分

1. 出席委員

委員長 源 正樹
副委員長 加藤 美香
委員 信宮 徹也
委員 河野 清一
委員 二宮 一朗
委員 宇都宮 明宏
委員 酒井 宇之吉

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

生活福祉部長
兼福祉事務所長 藤井 兼人
医療介護部長 山岡 薫彦
市民課長 松本 豊和
健康づくり推進課長 沖村 智
長寿介護課長 宇都宮 積矢
子育て支援課長 松田 楨子
福祉課長 長野 静香
つくし苑事務長 岩本 博文
医療対策室長 亀岡 敦志
市民課長補佐 榊田 寿美子
人権対策室長 森川 圭三
市民課係長 宇都宮 千春
市民課係長 二宮 夕子
市民課係長 西村 由起
健康づくり推進課長補佐 井上 理恵
健康づくり推進課保健師長 佐々木 靖子
健康づくり推進課係長 二宮 真紀
長寿介護課長補佐 信宮 佳子
長寿介護課保健師長 三瀬 穂津美
長寿介護課係長 野本 伸二
長寿介護課係長 柴田 直樹
子育て支援課係長 清家 昌弘
子育て支援課主査 山下 元紀
福祉課長補佐 大野本 敦
福祉課係長 梶原 健司
つくし苑事務長補佐 垣内 千幸

1. 出席議会事務局職員

書記 三好 祐介

1. 会議に付した事件

議案第132号 西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について

議案第137号 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第138号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第139号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)

議案第144号 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

議案第146号 令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第147号 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第148号 令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第152号 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時57分

○加藤副委員長

これより令和元年第3回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり委員長より挨拶があります。

○源委員長

委員長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

次に、藤井生活福祉部長より挨拶をよろしくお願いいたします。

○藤井生活福祉部長

藤井生活福祉部長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

ありがとうございました。

それでは注意事項を申し上げます。発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てからお願いいたします。

それでは、これより先の進行は委員長で行っていただきます。

【生活福祉部】

【市民課】

○源委員長

それではこれより本日の会議を開きます。

まず、議案第137号「西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松本課長より説明をお願いいたします。

○松本市民課長

それでは、議案第137号「西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、近年社会において、旧氏（旧姓）を使用しながら活動する女性が増えたことにより、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくなるよう住民基本台帳法施行令の一部が改正されましたことにより、住民票の記載事項に旧氏が加えられたことに伴い、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加える必要があることから本条例の一部を改正するものであります。施行の期日は法の施行に合わせて、令和元年11月5日とするものであります。

また、今回の改正に合わせて、心と体の性が一致しない人を初めとする性的少数者への配慮として、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない

ように変更することとしております。県内の全ての自治体は同様に変更することになっております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○酒井委員

ただいま課長のお話の中で、県下の自治体はつていうことだったんですけども、これは国の法改正の中でどこも強制的にやらなければいけないではないんでしょうか。自治体の権限の範囲の中に任せられているんですか、その点をお聞きします。

○松本市民課長

印鑑登録に関しては、市の条例によって定められています。国の強制ではありません。ただ、全般こういう性的少数者の意見が多いということで、各自自治体、男女の別を記載しないような形で社会のほうは動いております。

○酒井委員

印鑑証明の条例についてはということでしたら、氏につけることに関しても自治体の権限でいいんですか。これは国の権限じゃないんでしょうか。

○松本市民課長

氏については住民基本台帳法の施行令が改正するに当たって印鑑登録に関して記載する必要があったということで酒井委員の言われたとおりです。

○酒井委員

印鑑登録基本台帳の法規制と印鑑証明を発行する、そういう自治体の権限とは、法的に権限の範囲の部署が違うという解釈でよろしいですか。

○松本市民課長

酒井委員の言われるとおりです。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤副委員長

11月5日から改正されることであるならば、実印を使って行うことに対しては今後旧姓でできるようにするという解釈でよろしいでしょうか。

○松本市民課長

11月5日以降は実印も旧姓の実印で登録することができます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第137号「西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時07分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時11分)

次に、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」市民課所管分及び、議案第144号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第146号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、議案第147号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の4件について、それぞれ関連がありますので一括議題といたします。

松本課長より説明をお願いいたします。

○松本市民課長

それでは、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の市民課所管分につきまして、補正予算に基づきご説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。歳出からご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金事務費、補正額112万4000円の増額補正でございます。市民課職員の産前産後休暇により、嘱託職員任用に伴う4節共済費及び7節賃金の合計112万4000円を計上するものであります。

続きまして、19ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額42万3000円のうち、市民課の該当分は、28節繰出金、診療所勘定繰出事業で131万

5000円の減額補正でございます。この繰出事業につきましては、国民健康保険特別会計診療施設勘定会計補正予算でご説明させていただきます。

続きまして、歳入の11ページをごらんください。

13款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金、補正額101万1000円の増額補正でございます。国民年金事業で、嘱託職員雇用に伴う人件費に係る費用分について、基礎年金事務費委託金を増額するものでございます。

続きまして、12ページをごらんください。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、3目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金、補正額11万8000円の増額補正でございます。前年度繰越金の確定により、一般会計の繰入金として計上するものであります。住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算でご説明させていただきます。

続きまして、17款繰入金、1項特別会計繰入金、5目国民健康保険特別会計繰入金、補正額2811万9000円の増額補正でございます。前年度繰越金の確定により、一般会計への繰入金として計上するものであります。国民健康保険特別会計補正予算でご説明させていただきます。

続きまして、13ページをごらんください。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、補正額2824万7000円の増額補正でございます。後期高齢者医療で、平成30年度に療養給付負担金として広域連合へ納付した負担金の確定による精算に伴う負担金の返還金によるものであります。

以上、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の市民課所管分についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第144号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、補正予算書に基づきご説明を申し上げます。

補正予算書7ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明させていただきます。歳出からご説明いたします。

3款諸支出金、2項繰出金、1目繰出金、補正額11万8000円の増額補正であります。前年度繰越金確定により、一般会計への繰出金として計上するものであります。

前ページ歳入の6ページをごらんください。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額

11万8000円の増額補正でございます。前年度繰越金確定により、歳出の繰出金と同額を計上しております。

以上、議案第144号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第146号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきまして、補正予算書に基づきご説明を申し上げます。

補正予算書8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。歳出からご説明いたします。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額1億1887万3000円の増額補正でございます。前年度繰越金の確定により、その一部を財政調整基金に積み立てるもので、地震や風水害などの突発的な大規模災害等の不測の事態に備え、また、事業の健全な運営を図るためのものであります。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額1220万2000円の増額補正でございます。平成30年度分の愛媛県国民健康保険給付費等交付金の確定による精査に伴う交付金を返還するものでございます。

続きまして、7款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金、補正額2811万9000円の増額補正でございます。前年度繰越金確定により、その一部を一般会計に繰り出すものであります。繰越金を償還金及び積立金に充てた残りの金額となっております。

前ページ歳入の7ページをごらんください。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億4752万2000円の増額補正でございます。前年度繰越金確定によるものであります。

続きまして、9款諸収入、4項雑入、6目雑入、補正額1167万2000円の増額補正でございます。平成30年度分市町が払い込むべき診療報酬等の額の精算による返還金となっております。これで事業勘定補正予算についてのご説明とさせていただきます。

引き続きまして、診療施設勘定会計歳入歳出補正予算についてご説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明させて

いただきます。歳入のみの補正予算でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額131万5000円の減額補正でございます。前年度繰越金に伴う一般会計繰入金の造成によるものでございます。

続きまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額131万5000円の増額補正でございます。前年度繰越金確定によるものではございません。

以上で、議案第146号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第147号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、補正予算書に基づきご説明を申し上げます。

補正予算書7ページをごらんください。

国保特別会計と同じく、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明させていただきます。歳出からご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額246万4000円の増額補正でございます。平成31年3月分の普通徴収及び、平成31年4月、令和元年5月分の納入分の保険料収入を愛媛県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

前ページ歳入の6ページをごらんください。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金としまして歳出と同額の246万4000円を計上いたしました。歳出でご説明いたしましたとおり、広域連合への納付する保険料収入額の報告は、月末締め翌月報告となり、広域連合から納付金の請求は報告した月の属する年度となることから、保険料相当分が繰越金となっております。

以上で、議案第147号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてのご説明とさせていただきます。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

それでは、議案に対し説明が終わりました。これより本件4案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

144号住宅新築資金等貸付事業ですけれども、これはまだ貸し付けの残高どれほどあるのかと何件分であるかをお聞きしたらと思います。

○松本市民課長

現在の収入未済額の合計が8793万3205円です。件数は、宇和が26件、野村が16件、合わせて42件です。

○河野委員

貸付償還の延滞は発生してはいいんですかね。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時24分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時24分)

○松本市民課長

延滞金はありますけど現在つけておりません。督促手数料のみ徴収しております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時25分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時27分)

ほかに質疑はありませんか。

○源委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まずは、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち、市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第144号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第146号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第147号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時29分)

【健康づくり推進課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時31分)

続きまして、健康づくり推進課所管分の審査に移ります。

議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち、健康づくり推進課所管分について議題といたします。

沖村課長より説明をお願いいたします。

○沖村健康づくり推進課長

それでは、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち、健康づくり推進課所管分の補正予算につきまして、予算書に基づきご説明申し上げます。

予算書11ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金のうち、38万1000円の増額補正計上でございます。これは、来年6月からマイナンバー制度を活用した健診情報の閲覧や市町村間での情報連携が開始されることに伴う健康管理システム改修費57万2000円のうち3分の2の38万1000円を母子保健情報連携システム改修事業費国庫補助金として、歳入を見込んだものでございます。

なお、この歳出となるシステム改修費57万2000円は、補正予算書15ページの2項総務費、1項総務管理費、8目電算管理費の電算システム開発導入事業として、まちづくり推進課から計上しておりますので申し添えます。

以上、一般会計補正予算(第2号)の健康づくり推進課所管分の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう

お願いをいたします。

○源委員長

以上で説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち、健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。よって当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時34分)

【福祉事務所】

【長寿介護課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時37分)

続きまして、長寿介護課所管分の審査に入ります。

まずは、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち長寿介護課所管分について審査を行います。

宇都宮課長より説明をお願いします。

○宇都宮長寿介護課長

それでは議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」について、議案第148号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」については関連がございますので一括してご説明させていただきます。

それではまず初めに議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち、長寿介護課所管分につきまして、補正予算書に基づいてご説明を申し上げます。歳出予算からご説明いたしますので予算書16ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、15節工事請負費407万円を増額計上しております。これは、遊の里健康センター温泉設備において2カ所ある源泉のうち、第1源泉ポンプが故障

したため、水中ポンプを取りかえるものでございます。なお、現在は第2源泉で対応しております。

次に、19節負担金補助及び交付金17ページをごらんください。宇和福祉の里事業補助金4万4000円を増額計上しております。宇和福祉の里事業は、宇和町地域の保健福祉の増進を図り、民間福祉団体等が行う先進的な事業の助成及び福祉施設の建築整備事業の円滑な執行を図るもので、宇和福祉の里基金を財源として実施されております。今年度は17件が交付決定となりました結果、団体への助成額が不足するため、増額するものでございます。

次に、28節繰出金、介護保険特別会計繰出事業61万円を減額計上しております。この繰出事業につきましては、介護保険特別会計補正予算でご説明させていただきます。

続きまして、歳入予算のご説明をいたします。

予算書の13ページをお開きください。

17款繰入金、2項基金繰入金、7目1節宇和福祉の里基金繰入金4万3000円を増額計上しております。これは先ほどご説明いたしました宇和福祉の里事業に伴う財源として繰り入れるものでございます。

次に、15目1節地域福祉基金繰入金850万3000円を増額計上しております。これは福祉課が所管しておりますせいよチャレンジ・スペース整備事業に係る財源として繰り入れるものでございます。

次に、同じく18目1節地域振興基金繰入金4979万円のうち、407万円の増額補正につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました遊の里健康センター運営委託事業の財源として充当するものでございます。地域振興基金につきましては財政課が所管しております。

以上で、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の長寿介護課所管分のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第148号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」につきまして、補正予算書に基づいてご説明を申し上げます。

歳出予算からご説明いたします。予算書の7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、予算の増減はございませんが、介護

報酬改定に伴う介護保険システム改修に係る国庫補助金の確定により、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金2638万4000円を増額計上しております。これは、平成30年度の実質収支7293万5000円から給付実績額の確定に伴う超過交付及び追加交付となった交付金を精算した金額で、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料5675万円を増額計上しております。先ほどの基金積立金と同様に、平成30年度の精算による介護給付費及び地域支援事業に係る国・県支払い基金への返還金でございます。

続きまして、歳入予算でございますが、予算書の6ページをお開きください。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、2目1節介護保険事業費国庫補助金61万円を増額計上しております。これは介護報酬改定に伴う介護保険システム改修に係る国庫補助金の確定によるものでございます。

次に、6款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分1020万円を増額計上しております。平成30年度の介護給付費交付金の確定に伴う追加交付金でございます。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金61万円の減額計上は、介護保険システム改修に伴う国庫補助金の確定に伴い減額するものでございます。

最後になりますが、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金7293万4000円を増額計上しております。これは、先にご説明いたしました平成30年度の実質収支金額でございますが、これを今年度の歳入予算に前年度繰越金として計上するものでございます。

以上で、議案第148号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」のご説明とさせていただきます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○源委員長

ありがとうございました。すいません、私再開の冒頭に議案第148号について一括議題とするこ

とを申し添えするのを失念しておりまして大変申しわけございません。つけ加えまして、訂正とさせていただきます。お願いいたします。

それでは説明が終わりましたので、本件2案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

143号の補正予算の中の游の里健康センター運営委託事業407万円が、源泉の水中ポンプという説明があったんですけども、水中ポンプの事業者に対する委託の仕方はこちらの課がするのか、游の里がしてこっちがお金を払うのか、その方法をちょっと教えてほしいんですけど。

○宇都宮長寿介護課長

ただいまのご質問に対してお答えいたします。現在、指定管理者制度で事業の運営を委託しておりますが、施設の修繕については細かく分類されておまして、50万以上を超える施設整備については西予市で整備するという事となっております。

○二宮委員

ということはこの業者に委託するのは西予市の財政ですか。

○宇都宮長寿介護課長

失礼いたしました。西予市で整備を行うものですので、長寿介護課で業者と契約してポンプの取替えを行うこととなります。

○二宮委員

その業者は市内ですか、市外ですか。

○宇都宮長寿介護課長

このポンプが地下800メートルの水源からちょっと細かいところ忘れたんですけどもポンプを下げております。市内業者にそういったところを扱うところがございますでしたので、現在2社見積もりをとりまして予算計上しております。

○二宮委員

水中ポンプ等につきましては、なかなか素人考えで金額的にわかりにくいところがあって、例えば西予市であれば、水道事業等がそういうところを利用してらるんでそういうところを参考にして委託されると金額が公正なというたら変ですけども、このぐらいいかなという納得できる金額ができるんじゃないかと思うんで、行政の縦割り横割りというのがあるんですけども、ぜひそういうの

を参考にして、経費削減にできれば努めていただければいいかなと思ひまして、よろしくお願ひします。

○酒井委員

ただいまの関連した件でございますけれども、游の里は、先般大きな予算をつけてやりかえるということになったんですが、これが補正予算に上がった理由ってのは。こんなものは最初のときに入れてなきゃいけない問題じゃ、予算じゃないですか。それが何で水中ポンプが補正予算に上がってくるのかなと思うんですけども。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時50分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時53分)

○宇都宮長寿介護課長

先ほどのご質問の件でございますが、第1源泉のポンプにつきましては、最近故障が発覚し、今回の補正で計上させていただきました。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

福祉の里の金額が少し小さいのが上がっているんですけど。これについては17事業とおっしゃいましたよね。17事業が当初の予算の中に、私説明を受けているような気がしないんですが、17事業の中全体で足らなくなったのか、それとも17事業の中で固定して足らなくなったのか、その点17事業がどんなものなのか、私は知らないんですが、17事業っていうのはどんなもんなんですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時54分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時58分)

○宇都宮長寿介護課長

先ほどの宇和福祉の里基金の件でございますが、当初16団体350万円を予算計上しておりましたが、今年度、18団体の申請がございまして、基金運営委員会で審議した結果、17団体へ補助金を交付することと決定となりましたので4万4000円が不足することとなりました。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

それでは以上で質疑を終結いたします。

これより議案順に採決を行います。

まずは、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち、長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第148号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時59分)

【子育て支援課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時08分)

続きまして、子育て支援課に関する議案の審査に入ります。

まずは、議案第138号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松田課長より説明をお願いいたします。

○松田子育て支援課長

議案第138号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

家庭的保育事業等として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の四つの事業類型があり、本市において本条例に該当しますのは、事業所内保育事業を実施するスマイル保育園のみとなります。本条例は、実施事業者が事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等が施行されたことから、その基準に基づき本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、家庭的保育事業者

等による保育提供終了後の継続的な保育を実施する連携施設の確保について、猶予期間を5年から10年に延長するほか、著しく連携施設の確保が困難な場合は、連携施設の確保を不要とするなど、基準等を緩和するものであります。スマイル保育園につきましては、連携施設として西予総合福祉会と協定書を締結しており基準を満たしております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○酒井委員

保護者、市民に徹底するための啓蒙活動とかそういうことはどのようにされておりますかお聞きします。今後、そういうスケジュールがありましたらお聞きをさせていただきます。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時12分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時12分)

○酒井委員

先ほどの質問につきましては、次の議案の中に該当するようございますので、そちらで質問させていただきます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第138号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。よって、当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第139号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松田課長より説明をお願いいたします。

○松田子育て支援課長

議案第139号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものでございます。

本市における放課後児童健全育成事業につきましては、社会福祉法人が運営する施設が7カ所、株式会社が運営する施設が1カ所の合計8カ所で学童保育を実施し、5月1日現在で299名の児童が利用しております。本条例は、放課後児童健全育成事業を実施する事業者が、市内で事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによるものであります。

改正内容としましては、これまで放課後児童支援員は、都道府県が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了する必要がありましたが、新たに政令指定都市においても研修が実施できるよう省令が改正されたことを受け、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第139号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

それでは続きまして、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）」のうち、子育て支援課所管分についてを議題といたします。

松田課長より補正予算案について説明をお願いいたします。

○松田子育て支援課長

それでは、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）」の子育て支援課所管分につきまして、補正予算書に基づきご説明を申し上げます。

歳出予算からご説明申し上げます。予算書の17ページ下段をごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1123万1000円の増額補正でございます。この内容につきまして事業概要をごらんください。放課後児童健全育成事業につきましては、業務委託料の国単価の増額に伴う8つのクラブ委託料187万7000円の増額と平成30年度の実績で、障害児加算を受けていたクラブで途中退所があり、返還金36万2000円が発生し、合わせて223万9000円の増額補正でございます。

次に、子育て支援センター事業につきまして、業務委託料の国単価の増額に伴う委託料43万7000円の増額と学童保育事業との連携体制がとれず、加算分の返還金108万5000円が発生し、合わせて152万2000円の増額補正でございます。

3段目の保育支援事業につきましては、国単価の増額により、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業の補助金82万6000円の増額と平成30年度保育士不足のため一時預かりができなかったための返還金及び病児保育の利用実績減数による返還金509万3000円のあわせて519万9000円の増額補正でございます。

4段目の児童福祉施設整備事業につきましては、下宇和地区学童保育施設整備のための補正でございます。土地取得費の補正を6月定例議会でご承認いただきました。今回は、基本設計、実施設計業務委託料に係る費用として155万1000円の増額補正でございます。建築につきましては、令和2年度に児童福祉施設整備補助金、国3分の1、県3分の1を申請し整備を進めていく予定でございます。

続きまして、17ページから18ページ、2目児童措置費3393万4000円の増額補正でございます。事業概要の教育・保育給付費支給事業につきまして、10月から開始の幼児教育・保育の無償化によって、3歳から5歳児の保育料が無料となります。それに伴いまして、市立幼稚園及び認定こども園が自園で徴収していた保育料収入が減額となることから、保育料減額相当額として、運営費負担金2321万8000円と平成30年度における民間施設の運営費実績による国庫返還金395万8000円をあわせて2717万6000円の増額補正でございます。

事業概要2段目幼児教育・保育無償化事業につきまして、無償化を円滑に進めるために必要な周知チラシ作成委託料、事務用品、備品及び消耗品費169万4000円と無償化の対象となる幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用者負担金、また、無償化とあわせて国が実施する副食費免除対象外となる方に対して、市が独自に行う第3子以降の副食費減免に係る負担金506万4000円をあわせて675万8000円を増額補正するものでございます。

次に予算書18ページの4目保育所費をごらんください。

予算に増減はございませんが、公立保育所等における幼児教育・保育の無償化に伴う財源の組み替えを行うものでございます。

続きまして24ページ下段をごらんください。

10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費106万6000円の増額補正でございます。この補正につきましては、無償化とあわせて実施される副食費の免除によって、公立幼稚園が自園で徴収していた給食費収入が減額となることから、副食費減額相当額として、負担金106万6000円を増額補正するものでございます。あわせて公立幼稚園等における幼児教育・保育の無償化に伴う財源の組み替えを行うものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。ここで事前にデータでお配りしております一覧になったものと本日お配りしたものをお手元に準備していただければと思います。

まず初めに幼児教育・保育の無償化に係る歳入予算についてご説明をいたします。お手元に配付しております幼児教育・保育無償化に係る歳入予算充当事業一覧及び予算書の10ページ上段をごらんください。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金4518万5000円、及び12款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料111万9000円は、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料収入の減額補正をするものでございます。一覧の中に、各公立の減額相当分と認定こども園、幼稚園の保育料の減額について一覧にしております。この保育料収入の減額のうち、私立保育所保護者負担金に対しましては、予算書10ページ下段の13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金3272万円及び、11ページ下段14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、子どものための教育・保育給付費県負担金が措置されるため増額補正をするものでございます。

続きまして10ページ下段をごらんください。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、子育てのための施設等利用給付交付金、及び11ページ下段14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、子育てのための施設等利用給付交付金は、幼児教育・保育無償化事業で行う認可外保育施設等の無償化に対する国・県交付金について増額補正をするものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費国庫補助金は、幼児教育・保育無償化事業等で行う無償化事務を円滑に進めるために必要な事務費に対する補助金について増額補正をするものでございます。これにつきましては一覧に載せておりますように10分の10の補助となっております。

続きまして、9ページ中段をごらんください。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金6116万8000円の増額補正でございます。今年度に限り無償化に要する費用のうち、各自治体が負担する額につきまして、国から臨時交付金として交付されます。

なお、この地方特例交付金につきましては、国の方針として一般財源として取り扱うこととされておりますので、幼児教育・保育の無償化に係る事業に財源充当されてはおりません。

以上が、今回補正計上いたしました幼児教育無償化に係る歳入予算でございます。

次に、11ページ上段の13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金、及び12ページの14款県支出金、

2項県補助金、2目民生費県補助金、子ども・子育て支援事業費県補助金につきましては、歳出でご説明いたしました放課後児童健全育成事業、子育て支援センター事業、保育支援事業の国単価の増額による補正額につきまして交付されるもので、国・県ともに補助率は3分の1となっております。

続きまして、12ページ上段の14款県支出金、2項県補助金、8目災害復旧費県補助金の社会福祉施設災害復旧費県補助金57万7000円でございますが、平成30年7月豪雨災害により被災した明浜中学校内の学童保育室の復旧工事に関する補助金となっております。保険金収入がありましたので、少額の補助となっております。

以上、令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）子育て支援課所管分のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○酒井委員

先ほどの関係の質問でございますけれども、この無償化の10月1日からする部分について、保護者に周知徹底の方法及び今後のスケジュールについて説明願いたいと思います。

○松田子育て支援課長

先ほど酒井委員より質問がありました保護者への説明なんですけれども、8月の初旬にかけまして、保護者には全地区を回りまして説明をさせていただいております。それと今回補正予算に載せさせていただいたんですけれども、チラシ等を、文章が多いものはなかなかわかりにくいものですから、イラスト等を使ったわかりやすいチラシを作成し配布する予定にしております。保育園・幼稚園に通っている保護者ばかりではないので、その方たちへの周知も兼ねまして、そのようなチラシを今後配っていく予定にしております。

○源委員長

ほかにありませんか。

○酒井委員

先ほど明浜の放課後学童保育の修理賃の補助金が入っているんですけれども、あそこの裏の砂防

だとか、そういうことを考え合わせてみますとあそこでやられるのが、今後どういうスケジュールの見通しをされているのかお聞きをします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時31分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時35分)

○藤井福祉事務所長

現在、オレンジクラブにつきましては、区長をはじめ地元のご理解をいただき、旧俵津集落総合施設の2階にて学童を実施しております。地域の方々には何かと、また保護者の皆様にもご不便をおかけいたしております。

今後の再開につきましては、このオレンジクラブは中学校の一室をお借りして実施しているわけですが、送迎箇所がちょうど学校の校舎の裏側、今崩れているところが保護者の送迎場所になっておりますことと、崩落箇所の地面には、給水配水管が埋設されておるんですが、土砂が崩れたことによって工事ができなくて使用ができなくなっております。現在のところは裏山の崩落箇所の復旧工事が完了してということと考えてはいるんですが、その復旧工事が先ほど委員からもありましたように、なかなか進んでいないという状況がございますので、地元の方々、保護者の方々、そして中学校とも協議をして、再開に向けてどのような形で進むのがよいのかということを変更して検討させていただいて、少しでも早く再開できるよう努めたいと考えております。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時38分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時42分)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

ただいまより採決に移ります。

議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち、子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時42分)

【福祉課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時46分)

ただいまより福祉課所管分の議案について審査を行います。

まず、議案第132号「西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」を議題といたします。

長野課長より説明をお願いいたします。

○長野福祉課長

それでは、議案第132号「西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」ご説明申し上げます。

せいよチャレンジ・スペース事業において、旧三瓶授産場跡地に利用者の健康増進、社会参加及び自立支援を促進し、地域共生社会を実現することを目的に、交流拠点となる施設の整備を進めており、令和2年3月末までに完成見込みであります。この施設には、就労支援を目的とした作業スペースや健康増進を目的とした地域交流スペース、地域の特産物などの販売や利用者の交流を目的としたオープンスペースを整備し、誰もが活躍できる地域共生社会の実現を目指していく場と位置づけ、施設名称を西予市地域共生型交流拠点施設とすることとしております。今回の条例制定は、西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。

本条例の主な内容といたしましては、施設の管理を指定管理者に行わせるものとし、営業時間は午前9時から午後8時まで、休業日は毎週火曜日と年末年始6日間と定めております。施設の利用料金につきましては、別表に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を経て定めるものとし、その使用料金は指定管理者の収入として収受させることと定めております。

なお、この条例の施行期日は公布の日から起算して8カ月を超えない範囲内において、規則で定める日としており、施設の開館は令和2年5月ごろを予定しております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○二宮委員

今の説明で、自立支援を促進しというところがあるんですけども、実際に作業される方の収入は大体どのぐらいが見込まれるんでしょうか。

○長野福祉課長

せいよチャレンジ・スペースでは、主にパン工房を設置してパン販売を予定しております。それから、就労支援の事業を行おうと思っておりますので、パン販売収入から経費を差し引きまして、利用者の方の工賃とさせていただくようになっております。現在の試算では、おおよそ4万5000円ほどの工賃が払えるのではないかと考えております。

○二宮委員

今、A型、B型等のそういう就労支援施設があって、最近徐々にそういうところも金額上がっているように、民間がやっているところというのも聞いとるんで、できたら8万円ぐらいは目標に頑張ってくださいなというのがあるんですけど、ぜひ指定管理のところとの話の中でもそういうふうなことでお願いしておいていただければと思います。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

地域交流スペースがあるんですが、現在どういうものに地域交流をされる予定を計画いたしておりますか。

○長野福祉課長

地域交流スペースでは、健康増進を目的とした健康器具を設置いたしまして、それらを利用していただくことに伴い、さまざまな講座であったりとか、健康教室などをとおして地域交流を行っていただこうと考えております。

○酒井委員

健康器具だとか、そういうものの体力増進ということでしょうけれども、年齢制限だとか、使用許可とか、そういうことに関しては指定管理者との話し合いになされるものですか、それとも条例とかそういうことに決める予定でございますか。

○長野福祉課長

現在のところ、こちらの考えといたしましては年齢制限等を設けるつもりはございませんが、今

後指定管理者との話し合いのもとで詳細は決めていこうと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○二宮委員

今の利用料金のところを見さしてもらったら、ちょっと細かいんですけど、ボルダリングで1回200円とあるんですけども、1回というのは1回上がって落ちたら終わりという1回でしょうか。

○長野福祉課長

1回といいますのは、その方が初めて終わられるまでということになりますので、時間制限なく入られて1回利用されることというふうに思っております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

ただいまより本案に対して採決を行います。

議案第132号「西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時54分)

○源委員長

再開いたします。(再開 午前10時57分)

続きまして、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」福祉課所管分についてを議題といたします。

長野課長より説明をお願いいたします。

○長野福祉課長

それでは、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の福祉課所管分につきまして、補正予算書に基づきご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。まずは、歳出予算からご説明いたします。補正予算書の16ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額2402万7000円の増額補正でございま

す。せいよチャレンジ・スペース整備事業に関する施設整備内容の変更により、パン工房設備を整備するために必要な消耗品費20万8000円及び備品購入費927万5000円と駐車場整備にかかります工事請負費203万7000円及び土地購入費1250万7000円の合計2402万7000円を計上するものであります。なお、駐車場用地につきましては、近隣にごさいます、いぶき団地の2区画を購入いたします。

続きまして、歳入の13ページをごらんください。

17款繰入金、2項基金繰入金、15目地域福祉基金繰入金850万3000円及び同18目地域振興基金繰入金4979万円のうち、1552万4000円の増額補正につきまして、歳出予算でご説明しましたせいよチャレンジ・スペースの財源として充当するものでございます。地域福祉基金につきましては長寿介護課が、地域振興基金は財政課がそれぞれ所管しております。

続きまして、歳入予算の11ページをごらんください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正額420万8000円のうち、生活保護費国庫補助金46万9000円増額補正でございます。昨年度、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するために創設されました新進学準備給付金の情報をマイナンバー情報連携に追加するためシステム改修するもので、その費用の3分の2について国が補助することとなっております。

システム改修に係る歳出予算につきましては、予算書15ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費の電算システム開発導入事業176万円のうち、福祉課所管分は70万4000円でございます。

以上で、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）」の福祉課所管分についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○二宮委員

今ご説明いただきましたせいよチャレンジ・ス

ペース整備事業の2402万7000円の中の駐車場整備203万7000円ですかね。説明会のときにもお話しさせていただきましたけれども、駐車場をそのまま砂利で置いておくというお話だったんですけども、今回の指定管理施設は、指定管理費用もとらないということで話を進めていくということ、あのときにもいろいろ、きちんと舗装したほうがいいんじゃないかというお話もしましたが、照り返し云々というのもありましたけれども、例えば、これにもう1回再補正やないですけども、増やしてでもやっぱりスタートの時点で、僕はしっかり整備しとくほうが後々追加でこうなりましたというよりはいいんじゃないかと。まだ今スタートしているわけではないので、この3月までにしっかりもう一回検討されて、照り返しのないような舗装の方法もあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいなと思っておりますけれども部長どうでしょうか。

○藤井福祉事務所長

この件に関しましては先ほどおっしゃられるとおり全員協議会の中でも、複数の議員の方からご質問をいただいたところでございます。今のところは砂利敷きということで整備を進めさせていただいております。照り返し等の問題もございましたので、そういうふうにさせていただきたいと考えております。管理に関しましては、市と指定管理者がしっかりと駐車場の管理もいたしまして、けがとか、事故とかそういうことが起こらないように十分に管理していきたいと考えております。全員協議会でも市長が申しましたように、何かあった時にはまた検討させていただくということでご答弁させていただいたと思いますが、そういうことのないようにしっかりと管理をしていきますので何とぞご理解いただけたらと思います。

○酒井委員

今の説明は、ほとんどの議員がしたらどうかということですから予算的な差異がどれぐらいでたんか、それくらい調べて、こういうご時世なんで、アスファルトに改めるのはなかなかしにくいんですけども、ここなんかは今度の最終予算ぐらいで補正予算をもう一遍立てて、舗装費ポンと組んだらどうですか部長。そういうように委員会から意見があったということを理事者側で検討してみてくださいよ。今回ちょっと会期が長いんで、いつでも補正予算出せますんで、隣近所の人が照り

返しがきつからいけんぞというような意見聴取もしてないでしょ。そういうこともしてないと。それをした後でも、照り返しがするからこうなったんですよ。どちらがいいですかって隣近所聞いてでもやってみるくらいの努力はしてみてくださいよ。そして最終いけなかったら、すばらしい意見が出たら、すぐに改める力があるんだなというようにところを行政側もみせる必要があるんじゃないですか。

○藤井福祉事務所長

酒井委員ありがとうございます。いただいた意見につきましては、市長にもお伝えをさせていただいて、この件に関しては再度、また協議をさせていただいたらと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

これ事業の名前とかそんなものを地域拠点整備施設の設置及び管理に関する条例制定とか、それからチャレンジ事業とか、事業という名前と条例の名前は出るんですけど、ここの通称の名前はネーミングされる予定なんですか。ある程度時期がたってからやられるんですか、その点お聞きします。

○長野福祉課長

愛称につきましては、今後、指定管理者と協議をいたしまして、公募なりそういった形で決めていきたいと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤副委員長

せいよチャレンジ・スペース事業でパン工房が入るといことなんですけども、B型支援所などが入ってパンを焼かれるのではないかと思うんですけども、もうその支援所は決まっているのかと。また、1日どれぐらい焼かれるか、どれぐらいの利益になるのかちょっと教えてください。

○長野福祉課長

現在、障がい者就労支援事業としてB型事業を考えております。1日のパンですが、売り上げとしましては、製造としましては、おおよそ1日100から200個を製造する予定でおります。売り上げとしましては、1カ月のパンの売り上げを大体35万ぐらいを考えております。事業所につきまし

ては指定管理者を公募させていただいて、進めていきたいと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○二宮委員

今の関連で、今の答弁聞いてなんですけれども、販売先ですね、何か保育園やったかなというのは説明あったんですけども、それ以外の、例えば道の駅、海の駅等々に置くとか、そういう販売先のめどというか、計画はあるんでしょうか。

○長野福祉課長

パンの製造につきましては、今後どのような事業所がこの事業に加わっていただけるのか。まだはっきりわからないところでありますが、そのパンの製造に関しまして、初めは、保育園等に給食として置かさせていただいて、軌道にのりましたら、また、販路を広げていきたいと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち、福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時10分)

【医療介護部】

【医療対策室】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時19分)

ただいまより医療介護部所管分の審査に入りたいと思います。

まず冒頭に山岡医療介護部長より挨拶をお願いいたします。

○山岡医療介護部長

挨拶を行う。

○源委員長

山岡部長ありがとうございます。

それでは、ただいまより議案の審査に移ります。

まず、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）」のうち、医療対策室所管分を議題といたします。

亀岡室長より説明をお願いいたします。

○亀岡医療対策室長

それでは議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、医療対策室関係予算のご説明を申し上げます。

補正予算書19ページをお開きください。

今回の補正につきましては、外国人材活用推進事業としまして、技能実習生2名を雇用するための準備に必要となる費用173万8000円を増額補正するものであります。支出内訳につきましては、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費におきまして、受け入れ調整のコーディネート料や生活支援の報奨金100万5000円、旅費19万4000円、パンフレット作成委託料50万円、事業に係る事務費等3万9000円、合計173万8000円を増額補正するものであります。

なお、この事業につきましては、歳入予算としまして、国の地方創生推進交付金の決定を8月23日に受け、地方創生推進交付金144万円の歳入予算を計上しております。

また、歳入予算144万円のうち、69万円につきましては、野村介護老人福祉施設事業会計繰出金として支出しております。

以上でご説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○二宮委員

この区分の中で、パンフレット作成委託料50万とあるんですけども、目的と部数、また配布先等がわかりましたらお願いします。

○亀岡医療対策室長

パンフレット作成につきましては、実習生がこちらに来てから生活支援の研修であったり、介護技術の研修であったりしたときに、日本語とモンゴル語の両方を使用してのパンフレット作成を予定しております。部数につきましては今後、まだ

検討予定なんですけど、監理団体と相談しながら調整を進めていきたいと考えております。

○源委員長

ほかに質疑ありませんか。

○酒井委員

外国人材活用推進事業ってありますけれども、部長が先ほど言いましたように、今回つくし苑で入られる方を中心とした活動費として、地方創生的な形で予算を組んでいると、こういう解釈ですね。現在外国人雇用が250人ぐらい多分西予市に入っていると思うんですけども、その人たちに対するパンフレットだとか、そういう活動費用ではないということでございますね。それで保健衛生総務費に予算が組み込まれているという解釈でよろしいですね。

○亀岡医療対策室長

今酒井委員のおっしゃられたことについては、今回、介護技術実習生についてのパンフレット等は作成料なんですけど、今後監理団体の費用であったりとか、今後の外国人材をどう地域になじんでいただくかというような委員会も設置する予定にしておりますので、そこは市全体の予算も少しは計上させていただいております。

○酒井委員

その場合においては、やはりこの医療対策室的な形の中で推進していくべきことではないんではないんかと思いますが、市全体の中で、結局どのようにして外国人雇用して、地域のふるさとの文化、歴史、西予市の文化、そういうものを理解していただいて、西予市が外国人に対しまして、住みよいですばらしいところだなというようなことがわかっていただけるような活動につなげてほしいと思いますので、医療対策室が主力でやる場合と、それから各産業とか雇用対策室とかそういうところと連携でやれることを私は、最初から進言をしているところでございますが、今回に関しましてはモンゴルの医療研修生を対象としているという解釈でとらえておきます。

○山岡医療介護部長

酒井委員からご指摘いただいた点ですが、実は内部のほうでも、今直接事業としては施設に受け入れるための予算も組んでおりますが、先ほど亀岡室長が申しましたように、いろんな農業とか、縫製とかそういったところ、あるいはこの同業種で介護人材でも、今後入れられる予定の方、施設

がございます。そういったところとの連携会議を開催したり、市として、もうちょっと広くいうとインバウンドの方とか、そういう方も含めた対応という意味で、庁舎内でも、その主体となるところは、総務企画部まちづくり推進課で、総括的な調整というか話し合いを持つように、今内部でも少し進めているところでございます。

○酒井委員

モンゴル語がわかる方はおられるんですか。

○亀岡医療対策室長

今市役所職員の中には理解できるものはおりません。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

今多言語がすぐ通訳できる機器とかそういうものがあるわけですよ。モンゴル語がちょっと中に入っているかわかりませんが、20、30カ国ぐらいのものがあるわけで、そういう機器を買うとか、これ言葉の伝達と意思疎通ができないとホームシックになったりいろいろするわけで、そういう予算もやっぱり組み込むべきだと思いますよ。お二人でしたら2台あって、こちらの言語、日本語で言えば向こうのモンゴル語で出てくる。モンゴル語で言えば日本語でこっちへ言ってくれる。こういう機器があると思いますんで、そのあたりも考えられたらどうですか。

○亀岡医療対策室長

そういうツールですとか、携帯のアプリですとか、そういったものを今後、うまく活用していければと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決に移ります。

お諮りいたします。

議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」医療対策室所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時32分)

【つくし苑】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時33分)

続きまして、議案第152号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

岩本事務長の説明を求めます。

○岩本つくし苑事務長

議案第152号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」についてご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、国の地方創生推進交付金事業、補助率2分の1を財源とする一般会計補助金69万円と国の高齢者福祉施設防災対策事業、補助率2分の1、国庫補助金47万3000円の採択を受けて、それぞれの補助金を財源にした対象事業経費の補正をするものでございます。

予算第3条の収益的収入及び支出の補正につきまして、施設事業費用を19万円増額し、支出の総額を5億5935万5000円とするものであります。

また、予算第4条資本的収入及び支出の補正につきまして、資本的支出を94万6000円増額し、支出の総額を4861万8000円とするものであります。

補正予算書12ページの補正予算事項別明細書をお開きください。

国の地方創生推進交付金事業の支出につきましては、1款施設事業費用、1項施設運営事業費用、3目経費及び7目研修費の中で、外国人技能実習生受け入れに伴う監理組合への委託料と入国後語学研修費用19万円を増額調整するものであります。

補正予算書14ページをお開きください。

国の高齢者福祉施設防災対策事業の支出につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産購入費の中で、非常用発電機3台を購入する費用94万6000円を補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまより質疑を行います。質疑はありませんか。

○酒井委員

非常用発電機、大体3台で94万だったら30万そこそこのもので発電機ですか、モーター式のやつですか、どんなんですか。

○岩本つきし苑事務長

インバーター発電機3台ですが、1台が32万円のを予定しております。それから27万円の分を二つ、ちょっと小型のやつを2台用意しております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第152号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了をいたしました。

これにて閉会をいたします。

閉会 午前11時38分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長